

中部運輸局自動車交通部

令和4年9月1日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部	自動車監査官
松岡、桑原	TEL 052-952-8038
中部運輸局 愛知運輸支局	輸送・監査担当
神戸、鈴木	TEL 052-351-5313

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：株式会社 稲垣（代表取締役 稲垣 イサオ）
住 所：愛知県知多郡武豊町字堀割1番地1
営 業 所：本社営業所
（愛知県知多郡武豊町大字富貴字北側32番地4）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和4年9月1日
処分内容：車両使用停止処分250日車（2両を83日間、1両を84日間）

3. 監査端緒

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果より、法令違反が疑われる情報があったため。

4. 主な違反内容及び違反条項

- （1）事業用自動車を運転者の自宅へ持ち帰らせていた。
（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）
- （2）運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

- (3) 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (4) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (5) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (6) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (8) 乗務等の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (9) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (10) 運行記録計による記録を改ざんし、あるいは事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (11) 事故の記録の記載事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)
- (12) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (13) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (14) 特定の運転者(初任運転者)に対する運転適性診断(初任診断)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (15) 社会保険等に参加義務のある者が未加入であった。
(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 25点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 25点